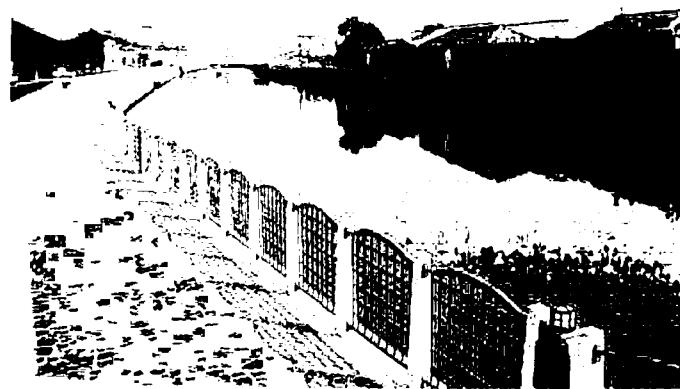


平成19年3月10日
障害福祉計画策定委員会資料

半田市障害福祉計画

『必要とするサービスが、
必要とする人に確実に届くシステムづくり』



半田市

目 次

はじめに

第1章 計画の基本的考え方

1

- ・ 障害福祉計画とは
- ・ 国の障害福祉計画における基本理念
- ・ 国の障害福祉計画における基本的考え方
- ・ 障害福祉計画の流れ
- ・ 本市における障害福祉計画の位置づけ
- ・ 本市の障害福祉計画における基本理念
- ・ 本市の障害福祉計画における基本的考え方
- ・ 計画の進行管理

第2章 策定体制と市民意見の反映

6

- ・ 策定の経過
- ・ 障害者アンケート
- ・ 事業所ヒアリング
- ・ 自立支援懇話会・協議会と障害福祉計画策定委員会の関係
- ・ 半田市障害福祉計画中間報告会の実施

第3章 本市の主要課題と対応

14

- ・ 本市の主要課題
- ・ 課題への対応

第4章 各サービスと見込量

19

- ・ 障害福祉サービスと地域生活支援事業
- ・ 障害福祉サービスの内容
- ・ 地域生活支援事業の目的と性格
- ・ 地域生活支援事業の内容
- ・ 半田市の地域生活支援事業
- ・ 地域生活支援事業における課題への対応
- ・ 介護給付・訓練等給付
- ・ 地域生活支援事業

第1章 計画の基本的考え方

【障害福祉計画とは】

障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条に基づき市町村が策定する計画である。障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うため、各種障害福祉サービスや本市独自に定める地域生活支援事業（障害者自立支援法第77条）、そしてそれらを有機的に機能させるための相談支援事業などを整備するための数値目標を掲げ実現していく計画である。

【国の障害福祉計画における基本理念】

国の障害福祉計画における基本理念は、次のとおりとなっている。

1. 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めること

2. 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者などに対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の均てん化を図ること（「均てん」の語彙：等しく利益にうるおうこと。）

3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO法人等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めること

【国の障害福祉計画における基本的考え方】

国の障害福祉計画における基本的な考え方は、次のとおりである。

障害福祉サービスの基盤整備に当たっては、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行うこととする。

1. 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障害者などに対する訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する

2. 希望する障害者に日中活動サービスを保障

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者に適切な日中活動サービスを保障する

3. グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める

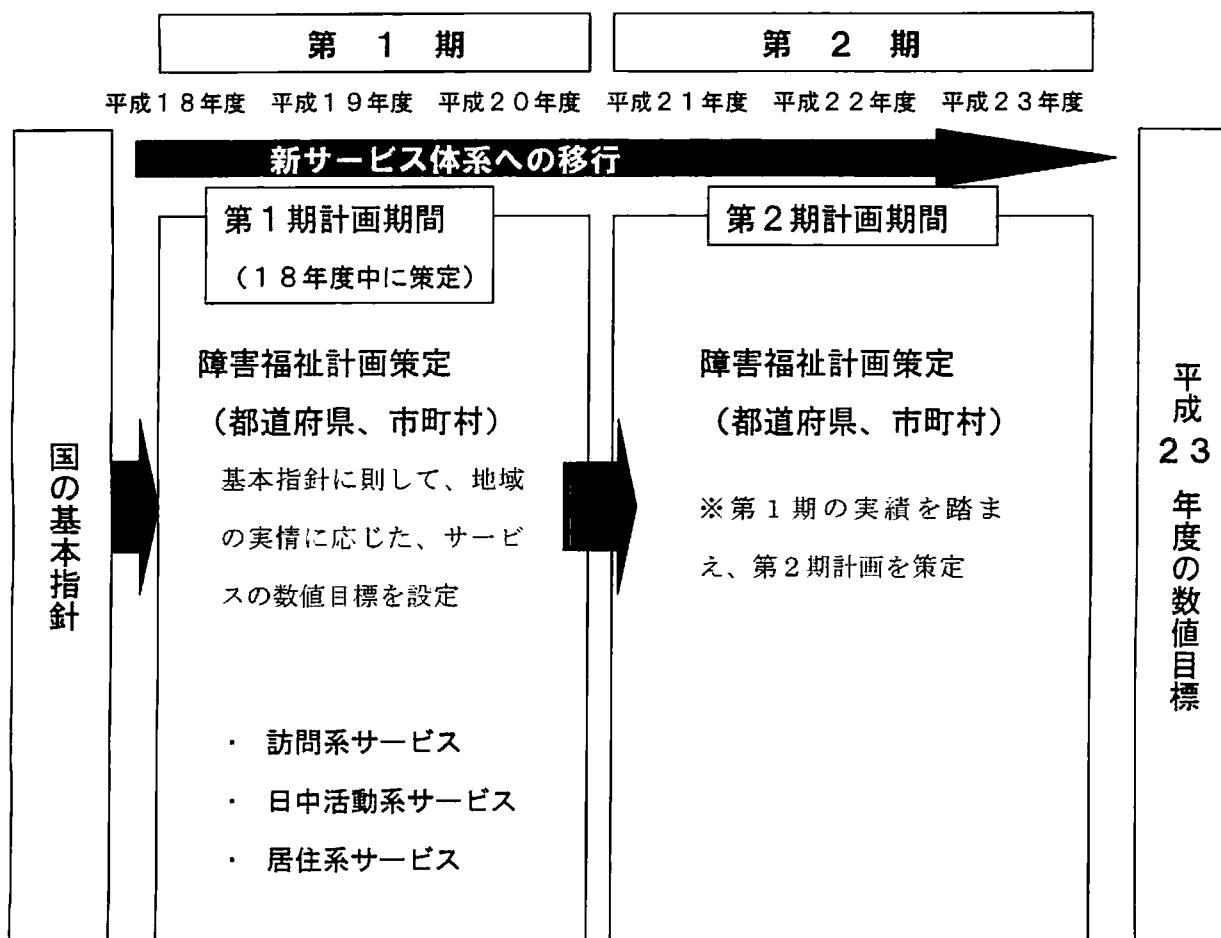
4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する

【障害福祉計画の流れ】

本計画の今後の流れは、下図のとおりである。

今回の計画は、平成18年度から平成20年度までの第1期にかかるものであるが、平成23年度の数値目標についても策定する。その後、平成21年度から平成23年度の第2期では、第1期の実績を踏まえ、数値目標を見直す。



【本市における障害福祉計画の位置づけ】

本計画は、今後改訂予定の半田市障害者福祉計画において具現化の方策をさらに検討するとともに、総合計画や地域福祉計画にも反映させていくものである。

平成19年度・20年度の2か年をかけて半田市障害者福祉計画の改訂を行い、その後予定されている地域福祉計画や総合計画の策定においても本計画の数値目標が指標となるものである。

この数値目標の実現のため、障害者関係団体、事業所等と連携をとり、基盤整備を進める。また、市民の障害に対する正しい理解が不可欠であるが、おりしも2006年12月13日、第61回国連総会において「障害者権利条約」が採択され、障害者の平等と被差別について大きく触れられている。本市においても、障害者理解を促進し、差別をなくすための議論をさらに進めるとともに、国・県に対して障害者差別をなくす施策と法整備について要望していく必要がある。

【本市の障害福祉計画における基本理念】

『必要とするサービスが、必要とする人に確実に届くシステムづくり』

本市では、国の基本理念に基づき、本市独自の基本理念、いわゆる「半田らしさ」を、行政やサービス利用者、関係者による協働のもと『必要とするサービスが、必要とする人に確実に届くシステムづくり』と定めた。

【本市の障害福祉計画における基本的考え方】

前述の基本理念に基づき、その基本的考え方を次のとおりとした。

①生涯にわたって地域で暮らすことができる

②サービスを自己選択できる

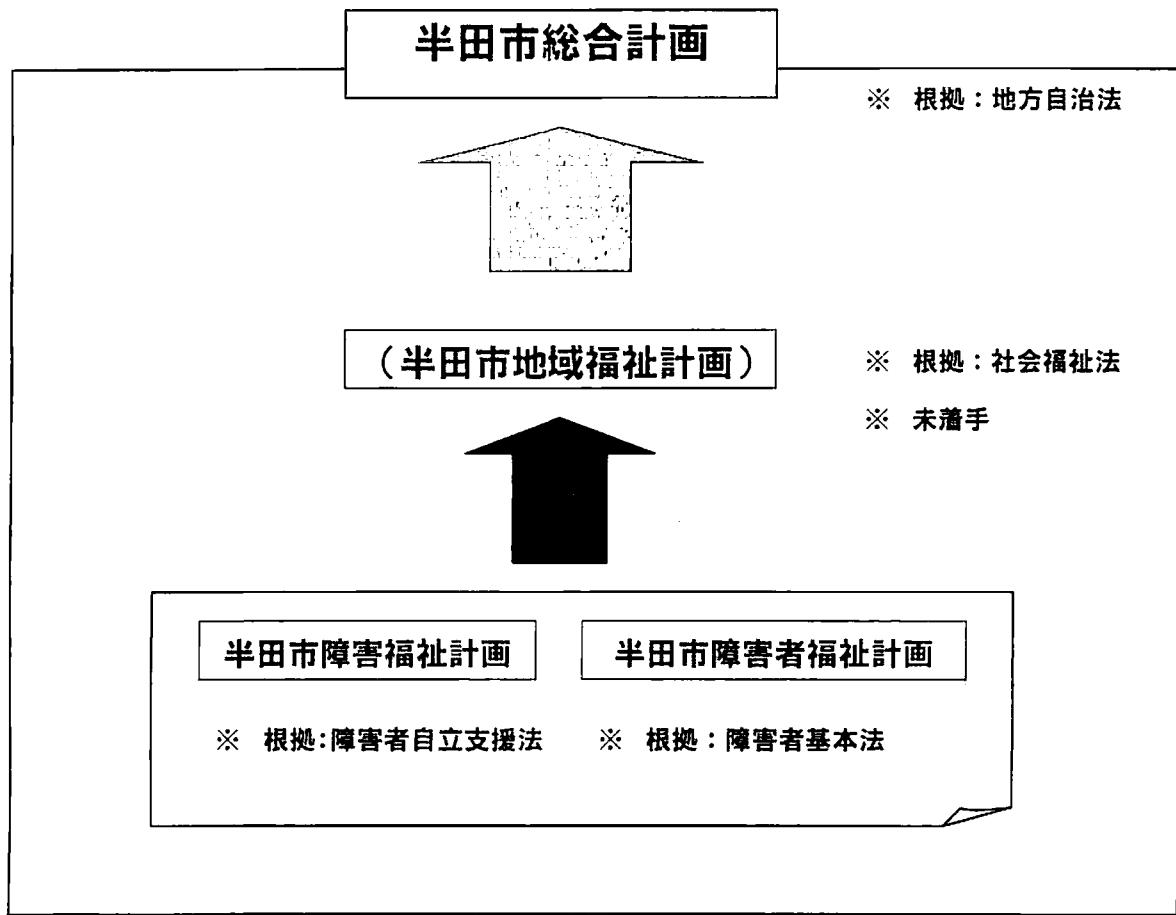
③だれにとっても安心してサービスが受けられる(低所得者対策)



この理念と考え方は、平成19年度以降改訂または策定される「半田市障害者福祉計画（障害者計画）」「地域福祉計画」「総合計画」などにおいても、本市の障害福祉施策の根幹をなすものとして引き継がれていくものである。

なお、今後の計画との相関関係について図示すると、次のとおりとなる。

■ 各計画の相関関係イメージ図（将来像）



【計画の進行管理】

この目標への進行管理については、今後設置される半田市障害者自立支援協議会がその役割を担うことになる。

第2章 策定体制と市民意見の反映

第2章 策定体制と市民意見の反映

【策定の経過】

本計画の策定に当たり、本市では障害者自立支援法の目指すものより的確に把握し、利用者にとって使いやすい制度とするため、半田市障害福祉計画策定委員会を設置した。

委員には、学識経験者を中心に（※付録参照）、障害福祉の分野で全国的に活躍されている方々を迎えた。

これにより、本計画が単なる数値目標を作り上げるだけでなく、今後新たに整備すべき制度への道標となるべく貴重な意見をいただくことができた。

また、市民や事業者の意見を聞く場として、①障害者アンケート（※付録参照）②事業所ヒアリングを実施し③半田市障害者自立支援懇話会を開催した。

《市の動き》

7月 障害者アンケート実施
8月 事業所ヒアリング実施
9月 地域生活支援事業説明会・
計画中間報告会開催
10月 障害者自立支援法本格施行

12月 第1回障害者自立支援懇話会開催

1月 第2回障害者自立支援懇話会開催

2月 第3回障害者自立支援懇話会開催

3月 障害福祉計画策定

《策定委員会の動き》

7月21日 第1回委員会開催
8月 事務局会議 3回
9月 事務局会議 1回
9月25日 第2回委員会開催
10月 事務局会議 1回
11月 事務局会議 1回
11月29日 第3回委員会開催
1月 事務局会議 1回
2月 事務局会議 2回
3月10日 第4回委員会開催

【障害者アンケート】

○主な意見

- ・ 相談窓口や話す場所を充実してほしい。
- ・ 財政的支援・経済的負担の軽減を図ってほしい。
- ・ 企業などで働くようにしてほしい。
- ・ 障害のある人もない人も、お互い理解しあって協力できる体制づくりをしてほしい。
- ・ 地震や台風などの災害時の情報提供や安全対策を充実してほしい。
- ・ 安心して医療を受けられるようにしてほしい。
- ・ 親なき後など、生涯安心して暮らせる施設がほしい。
- ・ 公共施設、交通機関等のバリアフリーをしてほしい。
- ・ 障害児支援の拡大をしてほしい。

【事業所ヒアリング】

本市では、平成18年10月からの障害者自立支援法本格施行に向けて、市内の事業所が法に基づいてどのような新たなサービスを提供していくかを調査するため、平成18年7月から8月にかけて希望する事業所に対し、事業所ヒアリングを行った。

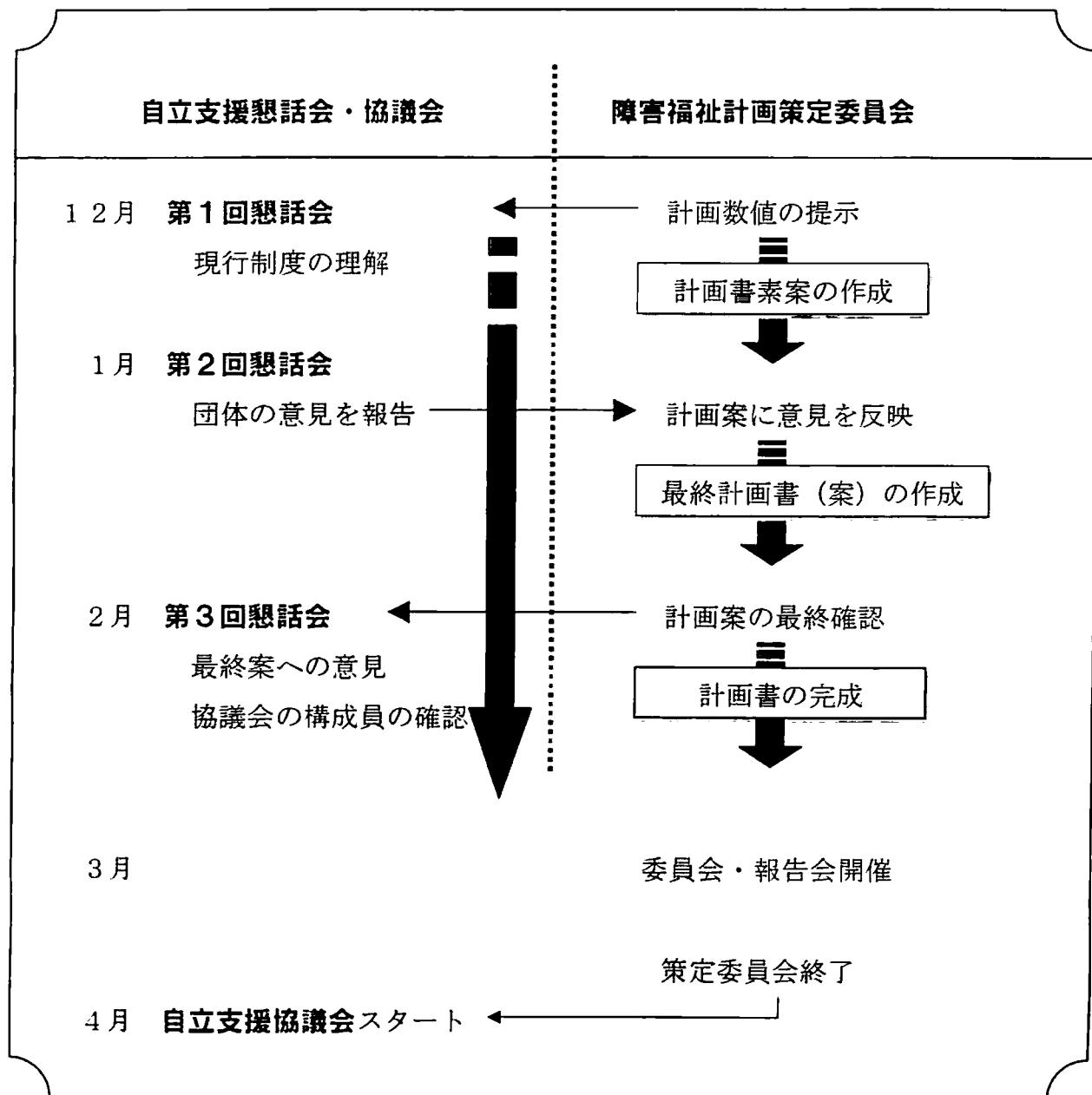
結果的には、その時点において国県からの情報不足もあり、地域生活支援事業の枠組み（事業単価、支給基準等）が決まっていなかったため、事業所としても、今後の新たなサービス内容が定まらなかった。

【主なヒアリング経過】

- ◇ 7月26日 わたぼうし
- ◇ 7月31日 むそう
- ◇ 8月 7日 きずな・カジュアルハウス
- ◇ 8月 8日 半田市社会福祉事業団（椎の木園・どんぐり園）
- ◇ 8月 9日 パスピ'98
- ◇ 8月11日 メビウス・ケアシス・ひまわり・つみき福祉工房

【自立支援懇話会・協議会と障害福祉計画策定委員会の関係】

本市における、自立支援懇話会と障害福祉計画策定委員会の関係、およびその後の自立支援協議会設立へ向けての流れを整理すると下図のとおりである。



半田市障害者自立支援懇話会

委員の構成 (17名)

- ・ 相談支援事業者 1名 現行の登録事業所
- ・ 障害福祉サービス事業者 3名 事業者連絡会
- ・ 保健・福祉関係者 2名 保健所、市社会福祉協議会
- ・ 障害者団体 6名 肢体：2名（半身協1名：肢体不自由児・者父母の会1名）
聴覚：1名（半身協）
視覚：1名（半身協）
知的：1名（手をつなぐ育成会）
精神：1名（つくし家族会）
- ・ 就労関係 1名 半田商工会議所
- ・ 教育関係 1名 半田養護学校
- ・ 計画策定委員 2名 原田委員長、市福祉部長

事務局 障害福祉計画策定委員会事務局

(半田市福祉課、NPO 法人全国地域生活支援ネットワーク)

【目的】

障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉計画の策定と障害福祉サービスの円滑な運用を図るとともに市の独自施策にかかる評価と改善策検討のための場として設置する。

半田市障害者自立支援懇話会名簿

【敬称略・順不同】

	氏 名	所属機関・団体	備考
委員	寺澤美江	半田市身体障害者福祉協会（視覚）	利用者代表
委員	渡辺和義	半田市身体障害者福祉協会（肢体）	利用者代表
委員	鈴木善則	半田市身体障害者福祉協会（聴覚）	利用者代表
委員	神野ふくへ	半田市肢体不自由児・者父母の会	利用者代表
委員	湯地和子	半田手をつなぐ育成会	利用者代表
委員	中川恵子	つくし家族会	利用者代表
委員	岩橋康悟	半田市支援費事業者連絡会（有限会社 めぼえ）	事業者代表
委員	下村裕子	半田市支援費事業者連絡会（NPO法人 りんりん）	事業者代表
委員	加戸和徳	半田市支援費事業者連絡会（社会福祉法人アミバード・メビウス）	事業者代表
委員	加藤恵	社会福祉法人 むそら	相談支援事業者
委員	守屋小百合	半田保健所地域保健課長	保健・福祉関係
委員	前山憲一	社会福祉法人 半田市社会福祉協議会	保健・福祉関係
委員	中根俊行	愛知県立半田養護学校	教育関係
委員	間瀬政勝	半田商工会議所事務局長	就労関係
委員	原田正樹	日本福祉大学助教授	障害福祉計画策定委員
委員	藤本哲史	半田市福祉部長	障害福祉計画策定委員

自立支援懇話会事務局：半田市福祉課

半田市障害福祉計画策定委員会事務局：NPO 法人全国地域生活支援ネットワーク

○懇話会でいただいた主な意見

【相談】

- ・ 相談窓口を充実してほしい。
- ・ 包括支援センターが障害者の総合的な相談拠点として深くかかわるのは現体制では無理である。事業所との連携の中で進めが必要である。
- ・ 介護する人のストレスも大きいため、家族支援も含めた相談支援体制を整備すべきである。

【障害児】

- ・ つくし学園で学齢期前の肢体不自由児も受け入れてほしい。
- ・ 障害のある子も一般の学校に入れるようにしてほしい。
- ・ 半田病院が重度障害児の長期入院の受け皿になってほしい。

【その他】

- ・ 1割負担を無料にしてほしい。
- ・ 障害のある人にとっては、自立支援法の制度と介護保険の制度を分けた考えられない。リハビリの問題など密接な関係がある。
- ・ 生まれてから亡くなるまで半田で暮らしていくようにしてほしい。
- ・ 親亡き後、障害に応じた支援が受けられるようにしてほしい。
- ・ グループホームやケアホームを作ろうとしても地元住民の理解が不十分であり、行政の啓発が必要である。
- ・ 社会福祉協議会で成年後見人制度を実施してほしい。
- ・ 身体障害者も権利擁護が受けられるよう検討してほしい。
- ・ 身体障害者はグループホーム、ケアホームに入れないので、福祉ホームの整備を早急に進めてほしい。
- ・ 入所から地域へ戻るため、毎年8名から10名程度のホームが必要である。
- ・ 就労に関して、半田市が率先して障害者の受け入れをしてほしい。
- ・ 移動支援の単価が低いため、使いたいサービスが使えない。
- ・ 災害時の避難場所として、現在活用している小学校の空き教室を指定してほしい。

- ・ 地域生活支援事業のその他事業として、脳卒中後遺症者等のリハビリ事業を実施してほしい。
- ・ 理学療法士を配置し、リハビリを行えるデイサービスを増やしてほしい。

【半田市障害福祉計画中間報告会の実施】

平成18年9月25日午後5時から半田市役所大会議室において、半田市障害福祉計画中間報告会を開催し、併せて10月から始まる地域生活支援事業についても説明を行った。当日は、利用者、事業者、一般市民、市職員等約50名が参加した。

○当日の次第

半田市障害者地域生活支援事業説明会

・半田市障害福祉計画中間報告会

【次 第】

I 開会あいさつ（市福祉部長） 17:00～17:05

II 地域生活支援事業説明会 17:05～17:30

半田市福祉部福祉課

III 半田市障害福祉計画中間報告会 17:30～19:00

演題「障害者自立支援法の概要と障害福祉計画」

（コーディネーター）

半田市障害福祉計画策定委員長：原 田 正 樹（日本福祉大学助教授）

（シンポジスト） 策定委員：加瀬 進（東京学芸大学助教授）

策定委員：田 中 正 博（国立のぞみの園上席調査役）

IV 閉会挨拶（市福祉課長） 19:00

当日の配布資料：付録参照

(1) 障害者自立支援法の概要

(2) 半田市地域生活支援事業

第3章 本市の主要課題と対応

第3章 本市の主要課題と対応

【本市の主要課題】

障害者アンケートや事業所ヒアリング等では、今後充実してほしいサービスとして様々な意見、要望が寄せられたが、大きく分けると次の5点に対する要望が多い。

- ①相談・権利擁護に関するここと
- ②住居に関するここと
- ③就労・就業・生きがいづくりに関するここと
- ④学齢期児童に関するここと
- ⑤費用に関するここと

【課題への対応】

前述の課題については、以下のとおり対応するものとする。

1. 相談・権利擁護に関するここと：だれに相談してよいかわからない

相談支援事業については、平成18年10月から市福祉課において実施している。将来的な展望としては、高齢者を対象とした包括支援センターと障害者に対する一次的な相談窓口を合わせ、児童から高齢者までを対象とする総合相談窓口の設置を目指している。しかしながら、ハード面（場所）、ソフト面（必要人員の配置）の両方から早急に実現することは困難な状況にある。

したがって、当面、一次的な相談窓口機能は市福祉課に残すものの、相談支援事業の外部委託を実施することで、より質の高いサービスが提供できる体制を整備することを目指す。

2. 住居に関するここと：将来住む場所への不安

障害のある方が、安心して地域で生活するためには、グループホームや

ケアホーム、福祉ホームなどの整備が不可欠である。地域におけるこれら施設の整備・拡大に対し、国制度の動向を見ながら事業所の育成に努める。

3. 就労・就業・生きがいづくりに関するここと：「働く場」づくりの推進・昼間の居場所確保

障害の有無に関わらず企業の雇用情勢は引き続き厳しい状況にあるが、企業側の障害に関する情報不足により雇用が進まないケースも多いと推察される。したがって、自立支援協議会や相談事業の活用により、企業への啓発活動を積極的に推進し、「法で定められているから雇用する」のではなく、障害者雇用の事例等を紹介することで雇用の拡大を目指す。また、就労や就業できない場合においても、社会参加支援により毎日生きがいを持って過ごすことができるよう、昼間の居場所確保に努める。

4. 学齢期児童に関するここと：障害のある小中高校生の居場所づくり

本市では、従来から児童デイサービスを実施する事業所があるが、児童デイサービスについては、障害者自立支援法の下、経過的措置は設けられるものの、原則としては就学前の児童を主体とした制度である。そこで本市では、地域生活支援事業の枠組みの中で、新たに学齢期児童である小中高校生の年齢を対象としたサービスを設けることとした。

(日中一時支援 C型)

5. 費用に関するここと：新制度下における費用負担の増加への不安

障害者自立支援法の施行に伴い、原則1割負担となつたが、これによつて特に低所得者層への負担感が大きい。そこで、本市では、その費用負担を軽減するため、次の施策を実施することとした。

- ①地域生活支援事業について、低所得者の負担割合を軽減（資料1）
- ②負担上限額を国制度上限額の範囲内とすることで、家計に与える影響を低減（資料2）
- ③障害児施設利用者負担の軽減（資料3）

○資料1

地域生活支援事業利用者負担率及び月額負担上限額

障害者（児）の属する世帯の収入区分		利用者負担	
区分	定義	自己負担 (費用の%)	月額負担 上限額(円)
生活保護	生活保護法による被保護世帯	0%	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下の方	4%	15,000円
低所得2	低所得1を除く市町村民税非課税世帯	6%	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	10%	37,200円

※1：所得は、住民票上の世帯の所得にて算定する。

※2：月額負担上限額は、地域生活支援事業のうち日常生活用具の給付事業以外の事業の自己負担を合算して上記の表の金額とする。さらに国制度の障害福祉サービスのうち介護給付及び訓練等給付の自己負担を合算し、国制度のサービスの月額負担上限額を超えた場合は、超えた額を後日支給する。

※3：日常生活用具給付事業の月額負担上限額については、単独で上記の表の金額とする。

○資料2

負担上限額の考え方



○資料3

障害児施設利用者の負担軽減

[目的]

知的障害児通園施設等の障害児施設の利用について、障害児の保護者の経済的負担の軽減と障害児の自立の促進を図ることを目的とする。

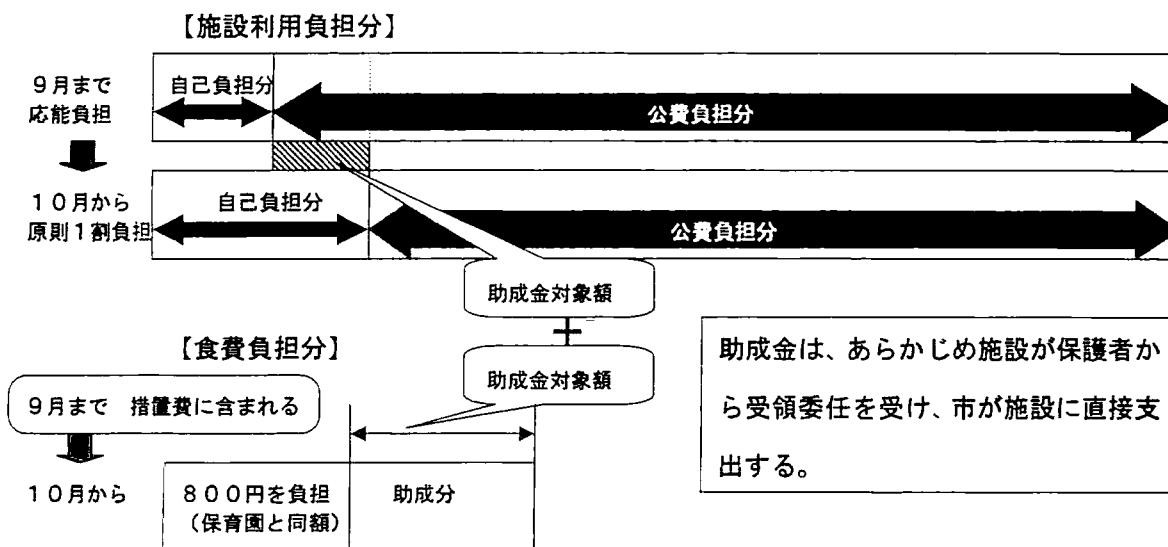
[内容]

新たな助成金制度の創設

平成18年9月まで措置費制度の中で所得に応じた費用負担となっていたが、10月から障害者自立支援法の下、利用者の原則1割負担、食費実費負担、日割負担が定められた。これにより、従前の措置費制度と比較し、施設利用が負担増となった利用者に対し、従前額との差額を助成金として支給することとした。

また、食費についても、従来措置費に含まれていたが、今回実費負担となつたため、保育園の主食費負担額800円と同額の負担とし、それを超えた分については助成金を支給することとした。

これにより、障害児の保護者にとっては、従前の措置費制度における費用負担額程度の範囲内で経済的負担が抑えられることとなった。



第4章 各サービスと見込量

第4章 各サービスと見込量

【障害福祉サービスと地域生活支援事業】

障害者自立支援法では、障害者を支えるサービスを国制度で定める障害福祉サービスと市町村が独自に定める地域生活支援事業とに分ることになった。

【障害福祉サービスの内容】

国制度として位置づけられている障害福祉サービスは、以下のとおりである。

1. 介護給付

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 重度訪問介護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 児童デイサービス
- ・ 短期入所（ショートステイ）
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援
- ・ 共同生活介護（ケアホーム）

2. 訓練等給付

- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 共同生活援助（グループホーム）

【地域生活支援事業の目的と性格】

一方、地域生活支援事業について、目的や性格は以下のとおりとなっている。

1. 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2. 性格

①地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業

 地域の特性：地理的条件や社会資源の状況

 柔軟な形態：委託契約、広域連合等の活用

 突発的なニーズに臨機応変に対応が可能

 個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能

②地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業

③生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも想定できる

 事業（※ ただし、地域生活支援事業単独で行うこと也可）

④障害者保健福祉サービスに関する普及啓発等の事業

【地域生活支援事業の内容】

障害者、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業、障害者等を通わせ創作的活動等の提供を行う事業（地域活動支援センター）等

【半田市の地域生活支援事業】

本市の地域生活支援事業については、これまで支援費制度で受けていたサービスを低下させないことを最低限の基準として、さらに前述の要望を踏まえた中で早急に取り組むことができる事業を新たに制度化することとした。

平成18年10月から開始した事業としては、以下のとおりである。

- ・相談支援事業
- ・コミュニケーション支援事業
- ・日常生活用具給付事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・日中一時支援事業
- ・訪問入浴サービス事業
- ・知的障害者職親委託制度
- ・自動車運転免許取得助成事業・・19年3月まで県で実施
- ・自動車改造助成事業
- ・障害者（児）タクシー料金助成事業
- ・障害者（児）バス運賃扶助事業
- ・その他

※ただし、日常生活用具給付事業、自動車運転免許取得助成事業、自動車改造助成事業、障害者（児）タクシー料金助成事業、障害者（児）バス運賃扶助事業については、その性格上、今回の計画における数値目標の対象から外すこととする。

【地域生活支援事業における課題への対応】

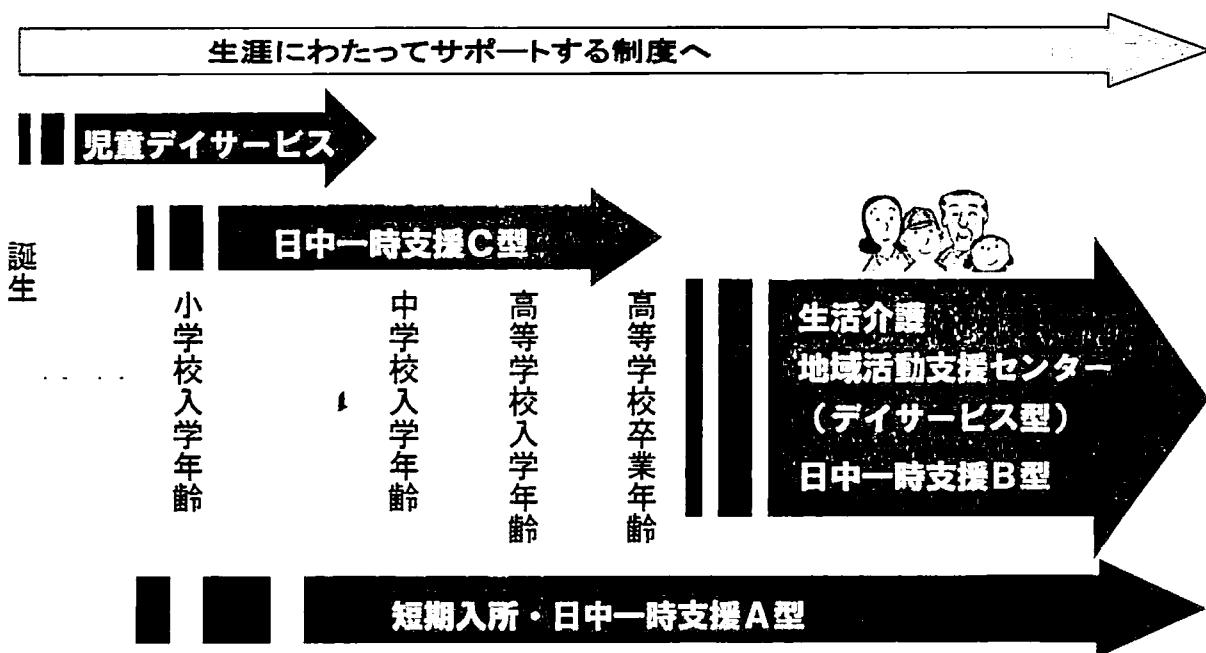
1. 移動支援事業：自宅以外の出発・到着を可能に

移動支援事業については、利用者の便宜を図るため、自宅以外からの出発・到着を可能とした。また、余暇的利用の上限を従来の6時間／月から、8時間／月とすることで障害のある方の外出機会の増大を図った。

2. 日中一時支援事業C型の新設

本市では、児童デイサービス事業所の利用者は小学生年齢が多いが、障害者自立支援法の下の児童デイサービスは原則的に個別療育型で、かつ学齢期前の児童を対象とした制度が基本となった。そこで、本市では、地域生活支援事業に独自の制度として日中一時支援事業C型（学齢期障害児支援事業）を創設、小学生から高校生までの年齢を対象としたサービスに取り組むこととなった。

これにより、学齢期前を対象とした児童デイサービス、学齢期を対象とした日中一時支援事業C型（学齢期障害児支援事業）、そして18歳以上を対象とした、生活介護、日中一時支援事業B型（地域デイ事業）または地域活動支援センター（デイサービス型）等と合わせ、生涯を通じたサポート体制が整うこととなった。



介護給付・訓練等給付

訪問系サービスの見込量について

○訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

[内容]

■居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行なう。

■重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行なう。

■行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行なう。

■重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行なう。

[サービス見込量算出についての考え方]

■支援費制度等開始以降、利用者及びサービス利用量は着実に増加してきたが、最近のサービス利用量の伸びは鈍化傾向にある。

	18年度	19年度	20年度	23年度
伸び率(%)	107.0	103.5	101.75	102.42

※21年度以降は100.8%の伸びとする。(人口の伸び率:見込)

■退院可能精神障害者の退院後のサービス利用については、愛知県が実施した調査の数値を利用する。

- ・愛知県退院可能精神障害者数 1,000人
- ・うち 半田市 33人 (実際に退院が見込まれる者 27人と想定)

半田市障害福祉計画
第4章 各サービスと見込量

・退院後居宅介護を利用する者 4人／年

[サービス見込量]

(時間／月)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
訪問系サービス	2, 470	2, 568	2, 624	2, 722

日中活動系サービスの見込量について

①生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）

[内容]

■生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

■自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

■就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

■就労継続支援（A型・B型）

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

[サービス見込量算出についての考え方]

■支援費制度等開始以降、利用者及びサービス利用量は着実に増加してきたが、最近のサービス利用量の伸びは鈍化傾向にある。

・今後の利用増加については、人口の伸び率（見込）100.8%を見込む。

■愛知県が実施した調査に基づき、各種福祉サービスを利用する退院見込精神障害者が、毎年5人と見込む。

■愛知県が実施した調査に基づき、各種福祉サービスを利用する養護学校等を卒業する者が、毎年7人と見込む。

■愛知県が実施した調査に基づき、福祉施設入所者のうち、地域へ移行（就労含む。）できる者が、毎年3人と見込む。

■新たに福祉施設に入所する者が、毎年2人と見込む。

■現在の通所施設系サービスが平成23年度までに日中活動系サービスに移行するものと見込む。

[サービス見込量]

(人日分／月)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
生活介護	669	858	1,364	2,662
自立訓練（機能訓練）	0	44	44	88
自立訓練（生活訓練）	0	110	176	396
就労移行支援	22	242	396	902
就労継続支援（A型）	0	22	66	352
就労継続支援（B型）	0	88	176	704

※人日分：月間の利用人員×一人一月あたりの利用日数（22日）

②療養介護

[内容]

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

[サービス見込量算出についての考え方]

現利用者が今後も継続して利用するものとする。新規の利用はないものと見込む。

[サービス見込量]

(人分／月)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
療養介護	1	1	1	1

※独立行政法人 国立病院機構 鈴鹿病院

③児童デイサービス

[内容]

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。

[サービス見込量算出についての考え方]

■支援費制度等開始以降、利用者及びサービス利用量は着実に増加してきたが、最近のサービス利用量の伸びは鈍化傾向にある。しかし、平成18年10月以降実施している地域生活支援事業：日中一時支援C型（学齢期障害児支援）とのサービス選択により大きく利用見込が変わることが予想される。

■障害児施設については、障害者自立支援法施行後3年を目途に施設体系の再編等について必要な検討を行なうこととされているので、知的障害児通

園施設（つくし学園）については算出根拠に加えていない。

[サービス見込量]

(人日分／月)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
児童デイサービス	5	5	5	5

④短期入所（ショートステイ）

[内容]

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。

[サービス見込量算出についての考え方]

支援費制度等開始以降、利用者及びサービス利用量は着実に増加してきたが、最近のサービス利用量の伸びは鈍化傾向にある。

- 今後の利用増加については、人口の伸び率（見込）100.8%を見込む。

[サービス見込量]

(人日分／月)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
短期入所	192	194	196	201

居住系サービスの見込量について

①共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）

[内容]

■共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

■共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。

[サービス見込量算出についての考え方]

在宅からの移行分に施設入所者及び退院見込精神障害者が地域に移行した際に利用する分も加えて見込む。

[サービス見込量]

(人分／月)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
共同生活援助	16	29	32	42
共同生活介護				

②施設入所支援

[内容]

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う。

[サービス見込量算出についての考え方]

- 愛知県の想定による施設入所から地域移行による削減見込及び就労等による地域移行を見込む。
- 旧法入所施設が平成23年度までに施設入所支援に移行するものと見込む。

[サービス見込量]

事業名	(人分／月)			
	18年度	19年度	20年度	23年度
施設入所支援	1	10	17	44

相談支援事業（サービス利用計画作成）の見込量について

[内容]

相談に応じ、障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、①適切な支給決定がなされるようにするとともに、②様々な種類のサービスが適切に組み合わされ、計画的に利用されるようにする。

[サービス見込量算出についての考え方]

- 病院退院見込精神障害者 5人・施設退所者見込者 3人を見込む。
- 在宅者の相談支援を毎年 6人見込む。
- 下表の人数は、相談支援事業のうちのサービス利用計画作成を委託する数値とする。

[サービス見込量]

(人分／月)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
相談支援事業	0	14	14	14

地域生活支援事業

地域生活支援事業の見込量について

①相談支援事業

[内容]

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、地域自立支援協議会を設置し、中立公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

[サービス見込量算出についての考え方]

数値は、電話、窓口、訪問などの相談の、一月当たりの件数とする。

	18年度	19年度	20年度	23年度
伸び率（%）	実績を参考	100.8	100.8	102.42
加算（人日分）	—	28	56	140

※退院見込精神障害者毎年5人と福祉施設退所者毎年3人及び在宅の新規

6人をえた14人に対し、月2回の相談を実施し、翌年以降も継続的に相談支援を行なうものと仮定して加算する。

※18年度数値については、過去の実績から見た推計値とする。

※19年度以降は毎年100.8%の伸びとする。（人口の伸び率：見込）

[サービス見込量]

(人日分／月)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
相談支援事業	201	231	260	351

②コミュニケーション支援事業

[内容]

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に、手話通訳者を派遣・設置する。

[サービス見込量算出についての考え方]

前述の日中活動系サービスで試算した伸び率（毎年100.8%）とするが、平成20年度から新たに要約筆記を制度に加えることを見込む。

	18年度	19年度	20年度	23年度
伸び率（%）	10月実績	100.8	100.8	102.42
加算（人日分）	—	1	—	—

※19年度以降は毎年100.8%の伸びとする。（人口の伸び率：見込）

※要約筆記による加算を1人日分／月と見込む。

○サービス見込量

(人日分／月)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
コミュニケーション支援事業	27	28	28	29

③移動支援事業

[内容]

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とし、移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。「個別支援事業」と「グループ支援事業」を行う。

[サービス見込量算出についての考え方]

18年10月の実績数値に基づき、19年度以降を前述の訪問系サービスで試算した伸び率（下表）を使用することとする。

	18年度	19年度	20年度	23年度
伸び率（%）	10月実績	103.5	101.75	102.42

※21年度以降は100.8%の伸びとする。（人口の伸び率：見込）

[サービス見込量]

(時間／月)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
移動支援	339	351	357	366

④地域活動支援センター事業

[内容]

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図る。

■デイサービス型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

■フリースペース型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、日中の居場所として、自由に過ごすことができる空間を提供することにより、障害者の心の健康を図るためのサービスを実施する。

[サービス見込量算出についての考え方]

前述の日中活動系サービスで試算した伸び率(下表)を使用することとする。

	18年度	19年度	20年度	23年度
伸び率(%)	10月実績	100.8	100.8	102.42

※19年度以降は毎年100.8%の伸びとする。(人口の伸び率:見込)

※フリースペース型については、毎年退院見込精神障害者5人の利用増を見込む。

※退院見込精神障害者5人が月4回フリースペース型を使うものと見込む。

※平成23年度までに市内にフリースペース型が開設されるものと見込む。

[サービス見込量]

(人日分/月)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
地域活動支援センター (デイサービス型)	508	512	518	531
フリースペース型	20	40	60	200

⑤日中一時支援事業

[内容]

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。

■日中ショートステイ事業（A型）

短期入所施設での日中受入

■地域デイ事業（B型）

地域活動支援センター（デイサービス型）に準じる活動内容で、かつその設置基準に満たない事業規模における日中の一時受入

■学齢期障害児支援事業（C型）

学齢期（小学生から高校生の年齢）の障害児等を対象にした活動、訓練等

[サービス見込量算出についての考え方]

前述の日中活動系サービスで試算した伸び率（下表）を使用することとする。

	18年度	19年度	20年度	23年度
伸び率（%）	10月実績	100.8	100.8	102.42

※19年度以降は毎年100.8%の伸びとする。（人口の伸び率：見込）

[サービス見込量]

（人日分／月）

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
日中一時支援（A型）	13	13	13	14
日中一時支援（B型）	108	109	110	112
日中一時支援（C型）	182	183	185	189

⑥訪問入浴サービス事業

[内容]

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とし、身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。

[サービス見込量算出についての考え方]

前述の居住系サービスで試算した伸び率（下表）を使用することとするが、19年度以降は夏季（6月から9月）の利用を従来の支給基準（週2回から週3回限度へ）を変更することを反映する。

	18年度	19年度	20年度	23年度
伸び率（%）	10月実績	100.8	100.8	102.42
加算		23	-	-

※19年度以降は毎年100.8%の伸びとする。（人口の伸び率：見込）

※19年度夏季（6月から9月）からは、週2回から週3回を限度に支給するため、月平均23回を加算する。

[サービス見込量]

(人日分／月)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
訪問入浴	94	118	119	122

⑦知的障害者職親委託制度

[内容]

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（以下「職親」という。）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図る。

[サービス見込量算出についての考え方]

就労移行の拡大を目指す一環として毎年1人分の職親利用枠拡大を目標とする。

	18年度	19年度	20年度	23年度
伸び率（%）	10月実績	100.8	100.8	102.42
加算		1	1	1

※19年度以降は毎年100.8%の伸びとする。（人口の伸び率：見込）

※毎年各1人分／年の利用者増を図る。

[サービス見込量]

(人分／年)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
職親委託制度	12	13	14	17

⑧その他（福祉ホーム）

[内容]

福祉ホームは、低額な料金で、身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある障害者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設とする。

[サービス見込量算出についての考え方]

国制度に定める共同生活援護（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）については知的障害者及び精神障害者のみが対象となるため、主に身体障害者の自立生活を促進するため、平成19年度からの実施を見込む。

10人定員の施設が1か所新設され、平成21年度から23年度までの間にさらに1か所が新設されるものと見込み、定員の半数が市民と見込む。

ホーム開設を伴うものであるため、毎年の伸び率は適用しない。

[サービス見込量]

(人分／月)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
福祉ホーム	0	5	5	10

第5章 計画の円滑な実施に向けて

第5章 計画の円滑な実施に向けて

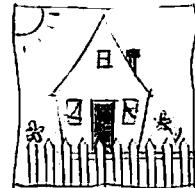
これまで、国の定める障害福祉サービスに加え、本市独自の地域生活支援事業の取組み、そして数値目標について述べてきたが、これらの円滑な実施に当たっては、いくつかの課題を解決しなければならない。

ここでは、その課題について列記し、その解決に当たっての方向性を探りたい。

【新たなシステムの創設】

現在本市で取り組んでいるサービスのほか、障害者が生涯にわたって地域で暮らすために必要な施策を整備していく必要がある。そのため、国制度を補完する必要があるものについて協議し、地域における受け入れ態勢を整えていく。

また、グループホームやケアホームに入れない身体障害者に対し、福祉ホームの制度を創設することや、経営が困難なグループホームに対する支援策なども課題のひとつである。



【数値目標への対応策】

事業所の新法への移行が進む中で、今後の新たな事業展開について事業所の意向を的確につかむ必要があり、また本市において今後供給体制の不足が見込まれるサービスについては事業所との協力体制の中で整備を図る必要がある。

【障害者に対する理解促進】

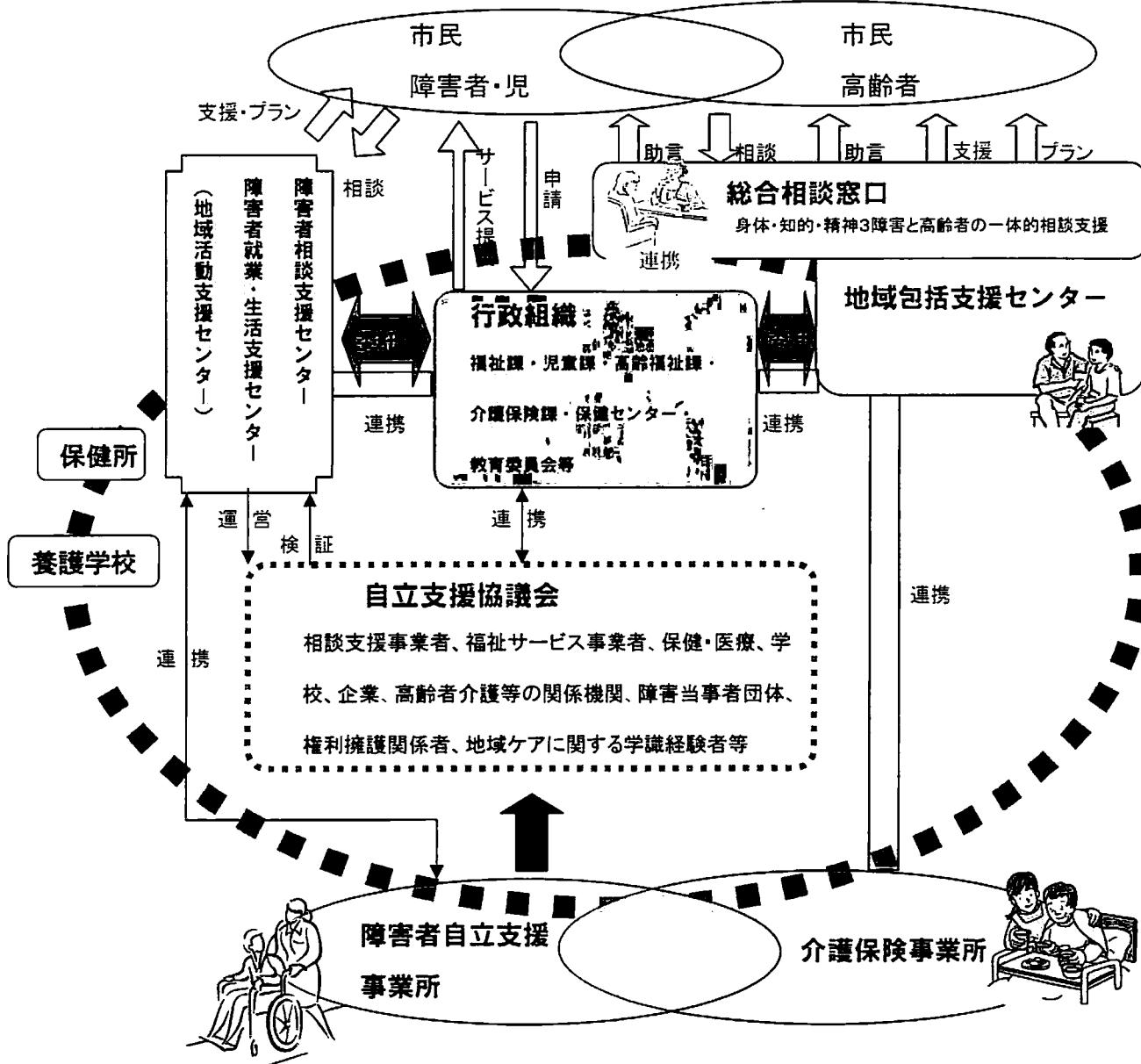
地域で障害のある方が安心して暮らしていくためには、行政の施策のみならず地域の理解が不可欠である。生きがいを持って地域で暮らすための場所が充実していくためには、行政を中心に地域への地道な啓発活動を続けなければならない。併せて、小中学校の総合学習や生涯学習における福祉教育の充実も不可欠であり、教育との連携も視野に入れて取り組まなければならない。

【半田市の相談支援体制】

平成18年10月以降、半田市における相談支援事業は、市福祉課にて行なっているが、障害者が地域で自立して生活していくためには、自立支援協議会による関係機関のネットワーク体制の整備、権利擁護や成年後見人制度の活用、また障害者の就労や生活全般にかかる支援体制の整備が不可欠である。

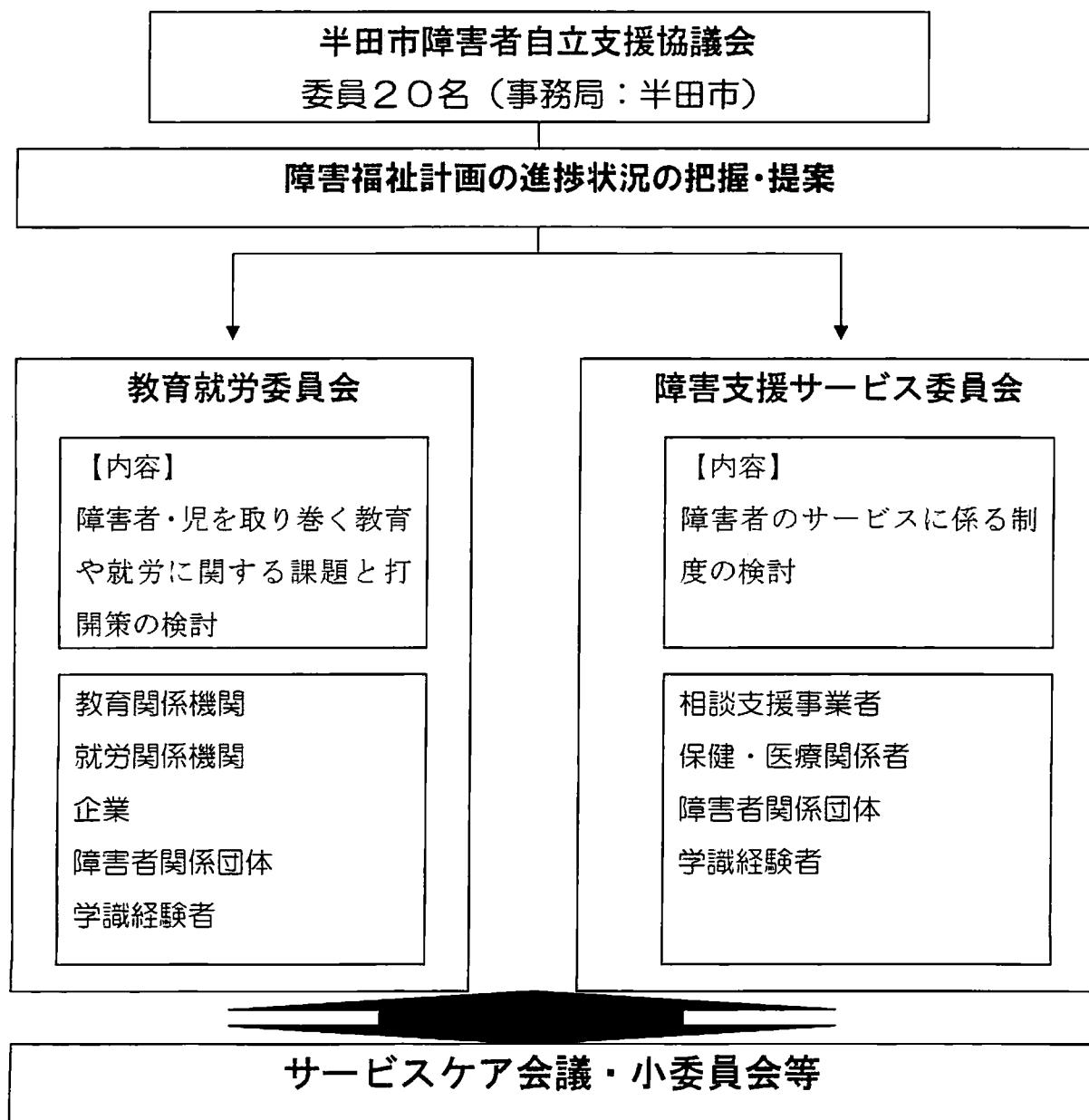
これらの仕組みについて、図化すると以下のとおりである。

相談支援体制と自立支援協議会(イメージ図)



【半田市の自立支援協議会】

障害のある方の福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方に関する協議、調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、その他（市障害者計画の作成・具体化に向けた協議など）を行なう「地域自立支援協議会」の設立が急務である。自立支援協議会では障害者を取り巻く様々な課題を解決していかなければならないが、当面、本市としては、下図のとおりの組織作りを進めたい。





半田市障害福祉計画
策定委員会名簿

半田市障害福祉計画策定委員会名簿



半田市障害福祉計画策定委員会名簿

【敬称略・順不同】

委員長	原 田 正 樹 (日本福祉大学助教授)
委員	加 瀬 進 (東京学芸大学助教授)
委員	田 中 正 博 (国立のぞみの園上席調査役)
委員	西 嶋 美那子 (元日本経団連障害者雇用アドバイザー)
委員	北 岡 賢 剛 (滋賀県社会福祉事業団部長)
委員	藤 本 哲 史 (半田市福祉部長)

事務局 [半田市福祉課]

課 長 藤 田 千 晴
副主幹 山 口 知 行 副主幹 小野田 靖
主 査 河 合 信 二 主 事 水 野 一 男

[N P O 法人全国地域生活支援ネットワーク]

事務局長 戸 枝 陽 基 事務局員 瀬 佳奈子